

報 酬 規 程

(2017/07 改正)

社会福祉法人 育 清 会

社会福祉法人育清会理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人育清会定款（以下「定款」という。）及び柿田川ホーム苦情解決マニュアルに基づき、社会福祉法人育清会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において「役員」とは、定款第 16 条に定める理事、監事及び定款第 5 条に定める評議員並びに定款第 6 条に定める評議員選任・解任委員をいう。

2 この規程において「第三者委員」とは、柿田川ホーム苦情解決マニュアルに規定する第三者委員をいう。

(会議の出席に伴う費用弁償)

第 3 条 役員が理事会又は評議員会若しくは評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表に定める費用を弁償するものとする。ただし、評議員選任・解任委員会に出席した、法人の事務局員には、費用を弁償しない。

2 第三者委員が苦情解決のための会議又は柿田川ホーム優先入所検討委員会に出席した場合は、別表に定める費用を弁償するものとする。

(法人の業務を行った役員の報酬)

第 4 条 役員が理事会又は評議員会若しくは評議員選任・解任委員会へ出席する以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支払うものとする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表に定める報酬を支払うものとする。

(理事長の報酬)

第 6 条 削除

(出勤簿への記録)

第 7 条 削除

(出張旅費)

第 8 条 役員が、法人業務のため出張する場合の旅費支払に関しては、社会福祉法人育清会旅費規程に準じて支払うものとする。

(改正)

第9条 理事長は、この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別 表 (第3条、第4条、第5条及び第6条関係)

報酬及び費用弁償の名称		金 額	備 考
(1)	理事会出席費用弁償	5, 1 5 8円	1回当たり
(2)	評議員会出席費用弁償	5, 1 5 8円	〃
(3)	評議員選任・解任委員会出席費用弁償	5, 1 5 8円	〃
(4)	法人業務報酬	1 1, 0 0 0円	1日当たり
(5)	監査・指導報酬	2 2, 0 0 0円	1回当たり
(6)	第三者委員出席費用弁償	5, 1 5 8円	1回当たり